

6. 住民税の寄附金控除

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを生かすことができるよう、地方公共団体に対する寄附金税制が大幅に拡充され、寄附した金額の5千円を超える部分について、個人住民税の所得割額の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

◆夫婦子2人(うち、1人特定扶養)の給与所得者の場合

	年収 500 万円の方	年収 700 万円の方	年収 1,000 万円の方
1 万円 寄附したとき	5,000 円控除 個人住民税 4,700 円 所得税 300 円	5,000 円控除 個人住民税 4,500 円 所得税 500 円	5,000 円控除 個人住民税 4,000 円 所得税 1,000 円
3 万円 寄附したとき	17,400 円控除 個人住民税 16,100 円 所得税 1,300 円	25,000 円控除 個人住民税 22,500 円 所得税 2,500 円	25,000 円控除 個人住民税 20,000 円 所得税 5,000 円
5 万円 寄附したとき	20,400 円控除 個人住民税 18,100 円 所得税 2,300 円	38,400 円控除 個人住民税 33,900 円 所得税 4,500 円	45,000 円控除 個人住民税 36,000 円 所得税 9,000 円
10 万円 寄附したとき	27,900 円控除 個人住民税 23,100 円 所得税 4,800 円	48,400 円控除 個人住民税 38,900 円 所得税 9,500 円	82,500 円控除 個人住民税 63,500 円 所得税 19,000 円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

個人住民税の寄附金控除を受けるためには、寄附先などからもらった領収書などを申告書に添付のうえ、所得税の確定申告を行っていただく必要があります。

なお、所得税の確定申告を行わない方は、住民税の申告を行っていただく必要があります。この場合、所得税の控除は受けられません。

申告相談日程表

地区	対象地区・自治会	期 日	申告会場及び受付時間
全地区	市内全域(指定日に申告できない方)	2月16日(月) 17日(火)	市役所税務課 (午前8時30分～午後5時30分)
盛 里	盛里地区	18日(水)	盛里地域コミュニティーセンター (午前9時30分～午後4時)
宝	金井・中津森・厚原・平栗・加畑・サントウン平栗	19日(木)	宝地域コミュニティーセンター (午前9時30分～午後4時)
	下大幡・上大幡・高畑・サントウン宝	20日(金)	
禾 生	田野倉・大原・田野倉団地	23日(月)	禾生地域コミュニティーセンター (午前9時30分～午後4時)
	四日市場・月見が丘・富士見台・井倉・九鬼団地・井倉団地・サントウン井倉	24日(火)	
	古川渡・小形山・川茂	25日(水)	
東 桂	十日市場・蒼竜峡団地・上夏狩・下夏狩	26日(木)	東桂地域コミュニティーセンター (午前9時30分～午後4時)
	桂町・境	27日(金)	
	鹿留(宮下・沖・古渡)	3月 2日(月)	
下谷・三吉	下谷1～4・下谷(羽根子を除く)・三吉地区	3日(火)	いきいきプラザ都留 (午前9時30分～午後4時)
開地・川棚	開地地区・川棚・旭ヶ丘	4日(水)	市役所税務課 (午前8時30分～午後5時30分) ※4日～13日は午後7時まで行います。
田原・上谷	田原1～4・上谷	5日(木)	
上 谷	上谷1～6	6日(金)	
中央・つる	中央1～4・つる1～2	9日(月)	
つる・羽根子	つる3～5・羽根子	10日(火)	
全地区	市内全域(指定日に申告していない方)	11日(水)	
		12日(木)	
		13日(金)	
		16日(月)	

※指定日時にご都合の悪い方を対象に、2月18日(水)、25日(水)及び3月4日(水)～13日(金)の間(土・日曜を除く)は、午後7時まで市役所税務課にて相談に応じます。

問合先 税務課 市民税担当